

幼稚園教育要領、小・中学校学習指導要領等の改訂のポイント

1. 今回の改訂の基本的な考え方

- 教育基本法、学校教育法などを踏まえ、これまでの我が国の学校教育の実践や蓄積を活かし、子供たちが未来社会を切り拓くための資質・能力を一層確実に育成。その際、子供たちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」を重視。
- 知識及び技能の習得と思考力、判断力、表現力等の育成のバランスを重視する現行学習指導要領の枠組みや教育内容を維持した上で、知識の理解の質をさらに高め、確かな学力を育成。
- 先行する特別教科化など道徳教育の充実や体験活動の重視、体育・健康に関する指導の充実により、豊かな心や健やかな体を育成。

2. 知識の理解の質を高め資質・能力を育む「主体的・対話的で深い学び」

「何ができるようになるか」を明確化

知・徳・体にわたる「生きる力」を子供たちに育むため、「何のために学ぶのか」という学習の意義を共有しながら、授業の創意工夫や教科書等の教材の改善を引き出していけるよう、全ての教科等を、①知識及び技能、②思考力、判断力、表現力等、③学びに向かう力、人間性等の三つの柱で再整理。

(例) 中学校理科：①生物の体のつくりと働き、生命の連続性などについて理解させるとともに、②観察、実験など科学的に探究する活動を通して、生物の多様性に気付くとともに規則性を見いだしたり表現したりする力を養い、③科学的に探究しようとする態度や生命を尊重し、自然環境の保全に寄与する態度を養う。

我が国の教育実践の蓄積に基づく授業改善

我が国のこれまでの教育実践の蓄積に基づく授業改善の活性化により、子供たちの知識の理解の質の向上を図り、これからの時代に求められる資質・能力を育てていくことが重要。

小・中学校においては、これまでと全く異なる指導方法を導入しなければならないと浮足立つ必要はなく、これまでの教育実践の蓄積を若手教員にもしっかりと引き継ぎつつ、授業を工夫・改善する必要。

〔語彙を表現に生かす、社会について資料に基づき考える、日常生活の文脈で数学を活用する、観察・実験を通じて科学的に根拠をもって思考するなど〕

※ 学校における喫緊の課題に対応するため、義務標準法*の改正による16年ぶりの計画的な定数改善を図るとともに、教員の授業準備時間の確保など新学習指導要領の円滑な実施に向けた指導体制の充実や、運動部活動ガイドラインの策定による業務改善などを一層推進。

* 義務標準法：公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律

※ 既に行われている優れた教育実践の教材、指導案などを集約・共有化し、各種研修や授業研究、授業準備での活用のために提供するなどの支援の充実。

3. 各学校におけるカリキュラム・マネジメントの確立

○ 教科等の目標や内容を見渡し、特に学習の基盤となる資質・能力（言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等）や現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力の育成のためには、教科等横断的な学習を充実する必要。また、「主体的・対話的で深い学び」の充実には単元など数コマ程度の授業のまとまりの中で、習得・活用・探究のバランスを工夫することが重要。

○ そのため、学校全体として、教育内容や時間の適切な配分、必要な人的・物的体制の確保、実施状況に基づく改善などを通して、教育課程に基づく教育活動の質を向上させ、学習の効果の最大化を図るカリキュラム・マネジメントを確立。

4. 教育内容の主な改善事項

言語能力の確実な育成

- ・発達の段階に応じた、語彙の確実な習得、意見と根拠、具体と抽象を押さえて考えるなど情報を正確に理解し適切に表現する力の育成(小中:国語)
- ・学習の基盤としての各教科等における言語活動(実験レポートの作成、立場や根拠を明確にして議論することなど)の充実(小中:総則、各教科等)

理数教育の充実

- ・前回改訂において2~3割程度授業時数を増加し充実させた内容を今回も維持した上で、日常生活等から問題を見いだす活動(小:算数、中:数学)や見通しをもった観察・実験(小中:理科)などの充実によりさらに学習の質を向上
- ・必要なデータを収集・分析し、その傾向を踏まえて課題を解決するための統計教育の充実(小:算数、中:数学)、自然災害に関する内容の充実(小中:理科)

伝統や文化に関する教育の充実

- ・正月、わらべうたや伝統的な遊びなど我が国や地域社会における様々な文化や伝統に親しむこと(幼稚園)
- ・古典など我が国の言語文化(小中:国語)、県内の主な文化財や年中行事の理解(小:社会)、我が国や郷土の音楽、和楽器(小中:音楽)、武道(中:保健体育)、和食や和服(小:家庭、中:技術・家庭)などの指導の充実

道徳教育の充実

- ・先行する道徳の特別教科化(小:平成30年4月、中:平成31年4月)による、道徳的価値を自分事として理解し、多面的・多角的に深く考えたり、議論したりする道徳教育の充実

体験活動の充実

- ・生命の有限性や自然の大切さ、挑戦や他者との協働の重要性を実感するための体験活動の充実(小中:総則)、自然の中での集団宿泊体験活動や職場体験の重視(小中:特別活動等)

外国語教育の充実

- ・小学校において、中学年で「外国語活動」を、高学年で「外国語科」を導入
※小学校の外国語教育の充実にあたっては、新教材の整備、養成・採用・研修の一体的な改善、専科指導の充実、外部人材の活用などの条件整備を行い支援
- ・小・中・高等学校一貫した学びを重視し、外国語能力の向上を図る目標を設定するとともに、国語教育との連携を図り日本語の特徴や言語の豊かさに気付く指導の充実

その他の重要事項

○幼稚園教育要領

- ・「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の明確化
(「健康な心と体」「自立心」「協同性」「道徳性・規範意識の芽生え」「社会生活との関わり」「思考力の芽生え」「自然との関わり・生命尊重」「数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚」「言葉による伝え合い」「豊かな感性と表現」)

○初等中等教育の一貫した学びの充実

- ・小学校入学当初における生活科を中心とした「スタートカリキュラム」の充実(小:総則、各教科等)
- ・幼小、小中、中高といった学校段階間の円滑な接続や教科等横断的な学習の重視(小中:総則、各教科等)

○主権者教育、消費者教育、防災・安全教育などの充実

- ・市区町村による公共施設の整備や租税の役割の理解(小:社会)、国民としての政治への関わり方について自分の考えをまとめる(小:社会)、民主政治の推進と公正な世論の形成や国民の政治参加との関連についての考察(中:社会)、主体的な学級活動、児童会・生徒会活動(小中:特別活動)
- ・少子高齢社会における社会保障の意義、仕事と生活の調和と労働保護立法、情報化による産業等の構造的な変化、起業、国連における持続可能な開発のための取組(中:社会)
- ・売買契約の基礎(小:家庭)、計画的な金銭管理や消費者被害への対応(中:技術・家庭)
- ・都道府県や自衛隊等国の機関による災害対応(小:社会)、自然災害に関する内容(小中:理科)
- ・オリンピック・パラリンピックの開催を手掛かりにした戦後の我が国の展開についての理解(小:社会)、オリンピック・パラリンピックに関連したフェアなプレイを大切にするなどスポーツの意義の理解(小:体育、中:保健体育)、障害者理解・心のバリアフリーのための交流(小中:総則、道徳、特別活動)
- ・海洋に囲まれ多数の島からなる我が国の国土に関する指導の充実(小中:社会)

○情報活用能力(プログラミング教育を含む)

- ・コンピュータ等を活用した学習活動の充実(各教科等)
- ・コンピュータでの文字入力等の習得、プログラミング的思考の育成(小:総則、各教科等(算数、理科、総合的な学習の時間など))

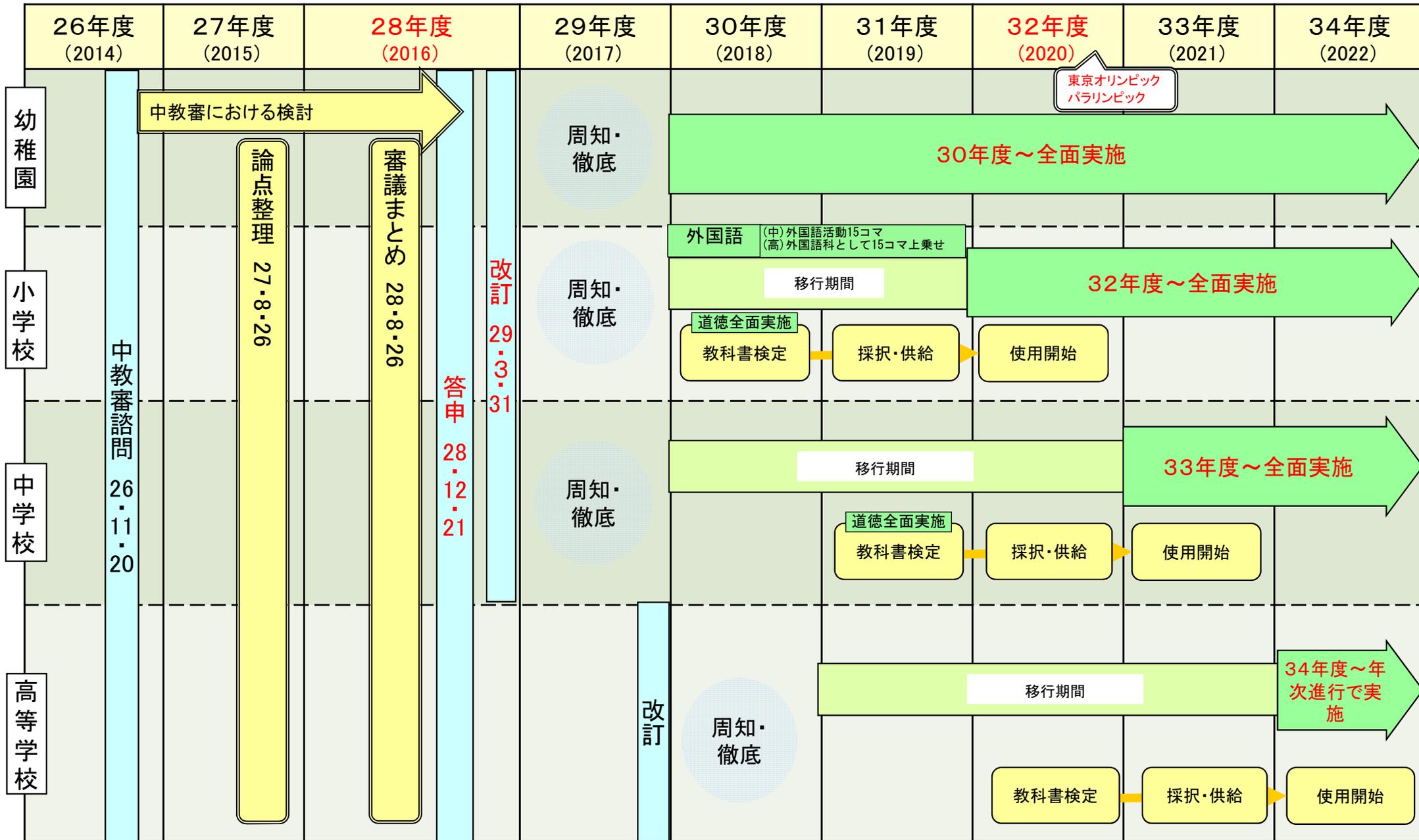
○部活動

- ・教育課程外の学校教育活動として教育課程との関連の留意、社会教育関係団体等との連携による持続可能な運営体制(中:総則)

○子供たちの発達の支援(障害に応じた指導、日本語の能力等に応じた指導、不登校等)

- ・学級経営や生徒指導、キャリア教育の充実について、小学校段階から明記。(小中:総則、特別活動)
- ・特別支援学級や通級による指導における個別の指導計画等の全員作成、各教科等における学習上の困難に応じた指導の工夫(小中:総則、各教科等)
- ・日本語の習得に困難のある児童生徒や不登校の児童生徒への教育課程(小中:総則)、夜間その他の特別の時間に授業を行う課程について規定(中:総則)

今後の学習指導要領改訂に関するスケジュール（現時点の進捗を元にしたイメージ）



特別支援学校学習指導要領(幼稚部及び小学部・中学部)についても、平成29年4月28日に改訂告示を公示。
特別支援学校学習指導要領(高等部)についても、高等学校学習指導要領と一体的に改訂を進める。

学習指導要領の改訂に伴う移行措置の概要

1. 移行期間における基本方針

- 新学習指導要領への移行のための期間（小学校：平成 30、31 年度、中学校：平成 30～32 年度）において、円滑な移行ができるよう内容を一部加える等の特例を設ける。
- 指導内容の移行がないなど教科書等の対応を要しない場合などは、積極的に新学習指導要領による取り組みができるようにする。特に、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」をバランスよく育成することを目指す新学習指導要領の趣旨を十分に踏まえて指導されるようにする。

2. 移行措置の内容

（1）教科等ごとの取扱い

①総則、総合的な学習の時間、特別活動

→教科書の対応を要するものではないため、平成 30 年度から新学習指導要領による。

②指導内容や指導する学年の変更などにより特例を定める教科

→指導する学年の変更などにより指導内容の欠落が生じることのないよう特例を定める。

【小：国語、社会、算数、理科 中：国語、社会、数学、理科、保健体育】

③上記以外の教科

→新学習指導要領によることができることとする。

【小：生活、音楽、図画工作、家庭、体育 中：音楽、美術、技術・家庭、外国語】

④道徳科

→平成 27 年 3 月の一部改正により特別の教科化をしており、小学校は平成 30 年度から新学習指導要領によることとし、中学校は平成 31 年度から新学習指導要領による（平成 30 年度は先行可能）。

（2）小学校における外国語

→下記の表の授業時数のとおり外国語活動を実施することとし、新学習指導要領の外国語活動（3、4 学年）及び外国語科（5、6 学年）の内容の一部を加えて必ず取り扱うものとする。

3. 授業時数の特例

平成 30、31 年度における外国語活動の授業時数及び総授業時数は、下表に定める時数を標準とし、外国語活動の授業時数の授業の実施のために特に必要がある場合には、年間総授業時数及び総合的な学習の時間の授業時数から 15 単位時間を超えない範囲内の授業時数を減じることができることとする。

	第 1 学年	第 2 学年	第 3 学年	第 4 学年	第 5 学年	第 6 学年
外国語活動の授業時数			15	15	50	50
総授業時数	850	910	960	995	995	995

(この表の授業時数の 1 単位時間は、45 分とする。)

4. 留意事項

- 目標や内容を 2 学年又は 3 学年まとめて示している教科については、全面実施の年度を見通した適切な指導計画を作成して指導すること。
- 移行期間中に実施する入学者選抜に係る学力検査における出題範囲は、特例の内容に留意し、学年ごとに児童生徒が履修している内容を踏まえたものになるよう十分配慮すること。

(別紙) 各教科の移行措置の内容

【小学校】

教科	移行措置の内容
国語	・平成30年度の第4学年、平成31年度の第4学年及び第5学年においては、新学習指導要領の学年別漢字配当表に配当されている漢字により指導する。
社会	・新学習指導要領の第5学年の「世界における我が国の国土の位置、国土の構成、領土の範囲」に基づき指導することとし、新学習指導要領の内容の取扱いを適用する。 ・現行学習指導要領の第3学年及び第4学年の指導内容のうち、平成31年度の第3学年に指導する内容を示す。
算数	・平成30年度及び平成31年度の第3学年から第5学年の「量と測定」に「メートル法」を追加する。 ・平成31年度の第4学年の「数と計算」に「小数を用いた倍」を、「数量関係」に「簡単な割合」を追加する。 ・平成31年度の第5学年の「量と測定」に「速さ」を追加し、「分数の計算」を省略する。 【第6学年で指導】
理科	・平成30年度及び平成31年度の第4学年の「光電池の働き」について省略する。【第6学年で指導】 ・平成31年度の第5学年の「水中の小さな生物」を省略する。【第6学年で指導】 ・平成31年度の第6学年の「電気による発熱」を省略する。【中学校第2学年で指導】
外国語活動	・平成30年度及び平成31年度の第3学年及び第4学年の外国語活動の指導に当たっては、新小学校学習指導要領の規定の全部又は一部によるものとし、新小学校学習指導要領第4章第2の2〔第3学年及び第4学年〕(1)イ(ア)及び(3)①に係る事項は必ず取り扱うものとする。【(i) 英語の音声やリズムなどに慣れ親しむ、(ii) 日本語との違いを知り、言葉の面白さや豊かさに気付く、(iii) 聞くこと及び話すこと〔やり取り〕〔発表〕の言語活動の一部】 ・平成30年度及び平成31年度の第5学年及び第6学年の外国語活動の指導に当たっては、現行小学校学習指導要領に規定する事項に、新小学校学習指導要領第2章第10節の2の全部又は一部を加えて指導するものとし、新小学校学習指導要領第2章第10節の2〔第5学年及び第6学年〕(1)ア、同イ(ア)、同エ(ア)e及びf、同エ(イ)並びに2〔第5学年及び第6学年〕(3)①イ及び同オに係る事項は必ず取り扱うものとする。【(i) 音声、活字体の大文字と小文字、(ii) 文及び文構造の一部、(iii) 読むこと及び書くことの言語活動の一部】

【中学校】

教科	移行措置の内容
国語	<ul style="list-style-type: none"> ・平成31年度の第1学年、平成32年度の第1学年、第2学年で学習する漢字に追加して指導する。 【都道府県名に用いる漢字の読みと書き】 茨、媛、岡、渦、岐、熊、香、佐、埼、崎、滋、鹿、縄、井、沖、栃、奈、梨、阪、阜(20字) ・平成32年度の第1学年に「共通語と方言の果たす役割について理解すること」を加えて指導する。
社会	<ul style="list-style-type: none"> ・平成31年度及び平成32年度の地理的分野及び歴史的分野の授業時数の配当について、新学習指導要領の規定により、授業時数を両分野に適切に配当する。 ・平成31年度及び平成32年度の「世界の諸地域」(地理的分野)の指導に当たり、「世界の様々な地域の調査」を併せて指導する。 ・平成31年度及び平成32年度の「世界の古代文明」、「ユーラシアの変化」、「ヨーロッパ人來航の背景」、「市民革命」(歴史的分野)の指導に当たっての内容の取扱いについて、新学習指導要領の規定による。 ・平成30年度から平成32年度の「領域の範囲や変化とその特色」(地理的分野)、「富国強兵・殖産興業政策」(歴史的分野)、「世界平和と人類の福祉の増大」(公民的分野)の指導に当たっての内容の取扱いについて、新学習指導要領の規定による。
数学	<ul style="list-style-type: none"> ・平成31年度及び平成32年度の第1学年の「数と式」に「素数の積」を、「資料の活用」に「累積度数」を追加し、「誤差や近似値、$a \times 10^n$の形の表現」を省略する。【第3学年で指導】 ・平成32年度の第1学年の「資料の活用」に「統計的確率」を、第2学年の「資料の活用」に「四分位範囲」及び「箱ひげ図」を追加する。
理科	<ul style="list-style-type: none"> ・平成31年度及び平成32年度の第1学年第1分野「力の働き」に「2力のつり合い」を、第1学年第2分野「火山と地震」に「自然の恵みと火山災害・地震災害」を追加し、第1学年第1分野「圧力」のうち「水圧」の部分を省略する。【第3学年で指導】 ・平成32年度の第1学年第2分野「植物の生活と種類」に「動物の仲間」を追加し、第1学年第1分野「圧力」及び第2分野「葉・茎・根のつくりと働き」を省略する。【第2学年及び第3学年で指導】 ・平成32年度の第2学年第1分野「静電気と電流」に「放射線の性質と利用」を、第2分野「日本の気象」に「自然の恵みと気象災害」を追加し、第2分野「生物の変遷と変化」を省略する。【第3学年で指導】
保健体育	<ul style="list-style-type: none"> ・平成31年度及び平成32年度の第1学年体育分野に「運動やスポーツの楽しみ方」を追加し、「運動やスポーツの学び方」を省略する。【第2学年で指導】 ・平成31年度及び平成32年度の第1学年保健分野に「主体と環境」及び「調和のとれた生活」を追加する。 ・平成32年度の第2学年保健分野に「生活習慣病」及び「薬物乱用など」を追加する。

外国語教育における新学習指導要領の円滑な実施に向けた移行措置

【小学校】

◆小学校移行期間（平成30・31年度）中の5・6年生

- ・新たに年間15単位時間を加え、50単位時間を確保し、外国語活動の内容に加えて、外国語科の内容を扱う。外国語科の内容については、中学校との接続の観点から最低限必要な内容と、それを活用して行う言語活動を中心に扱う。
- ・教材は、Hi, friends! (現行学習指導要領に対応した5・6年生外国語活動用教材) や、現在文部科学省が開発している新学習指導要領に対応した教材から、必要な内容を配布する。

◆小学校移行期間（平成30・31年度）中の3・4年生

- ・新たに年間15単位時間を確保し、外国語活動を実施する。高学年との接続の観点から最低限必要な内容と、それを活用して行う言語活動を中心に扱う。
- ・教材は、現在文部科学省が開発している新学習指導用要領に対応した教材から、必要な内容を配布する。

【中学校】

◆中学校移行期間（平成30～32年度）のうち、平成31・32年度の1・2年生

- ・授業時数は追加せず、小・高等学校との接続の観点から、知識・技能について新たに追加した内容と、それを活用して行う言語活動を計画的に指導する。

	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度
					小学校全面実施	
					中学校全面実施	
					※年次進行で実施	高等学校
平成17年度生まれ～	小6(35)	中1	中2	中3	高1	高2
平成18年度生まれ～	小5(35)	小6(+15→50)	中1	中2	中3	高1
平成19年度生まれ～	小4	小5(+15→50)	小6(+15→50)	中1	中2	中3
平成20年度生まれ～	小3	小4(+15)	小5(+15→50)	小6(70)	中1	中2
平成21年度生まれ～	小2	小3(+15)	小4(+15)	小5(70)	小6(70)	中1
平成22年度生まれ～	小1	小2	小3(+15)	小4(35)	小5(70)	小6(70)
平成23年度生まれ～	年長	小1	小2	小3(35)	小4(35)	小5(70)

…外国語活動移行措置

…外国語科移行措置

…中学校移行措置

※中学校の時数は現行と同様、年間140単位時間程度。
※生まれ年度はイメージとして示している。

道徳の質的転換によるいじめの防止に向けて①

- ・ これまでも道徳の時間の中では、いじめに関することが数多く含まれていた。
善悪の判断・自立・自由と責任、正直・誠実、個性の伸長、希望と勇気・努力と強い意志、親切・思いやり、友情・信頼、公平・公正・社会正義、よりよい学校生活・集団生活の充実、国際理解・国際親善、生命の尊さ・・・
- ・ しかし、指導が「読み物教材の登場人物の心情理解」に偏ったり、分かりきったことを言わせたり書かせたりする指導に終始しがち。**現実のいじめの問題に対応できていなかった。**

深刻ないじめ問題を発端に、道徳を「特別の教科」へ

教育再生実行会議第一次提言(H25.2) 有識者懇談会(H26.3)、中教審答申(H26.10) → 小・中学校学習指導要領等の一部改正(H27.3) H30年度小学校、H31年度中学校で全面实施

「あなたならどうするか」を真正面から問う、「考え、議論する道徳への転換」

いじめに関する内容の充実

低・中学年に「公平、公正、社会正義」、中学年に「相互理解、寛容」、高学年に「よりよく生きる喜び」を追加 など

指導方法の改善

道徳的価値に関する問題解決的な学習や体験的な学習など多様な指導方法を工夫する

→いじめに関する問題を自分自身のこととして、**多面的・多角的**に考える

問題解決的な学習の例

○大切さを理解していても、なかなか実現できない人間の弱さ

いじめをせずに仲良くしたい
(「相互理解、寛容」「友情、信頼」等)

現実の場面では傍観してしまう
相手にも非があると思ってしまう
異なる考えや立場を受け入れられない

○複数の道徳的価値の間で葛藤や衝突のある場面の問題

寛大な心をもって他人の過ちを許す
(「相互理解、寛容」)

法やきまりへの放縦で自分勝手な反発を許さない(「規則の尊重」)

理解し合い、信頼や友情を育む
(「友情、信頼」)

同調圧力に流されない
(「公正、公平、社会正義」)

葛藤や衝突

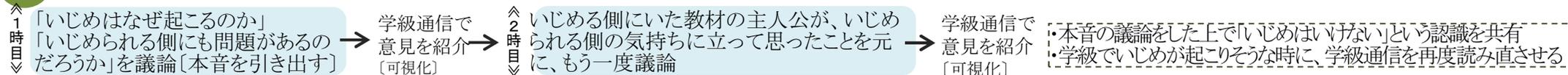
(学習指導要領、同解説、教科書検定基準にも趣旨を明記)

道徳の質的転換によるいじめの防止に向けて②

いじめについて考え、議論する積極的な取組の例

中1 道徳の授業で出たいじめに関する意見を学級通信で紹介し、考えを広げ深める授業

「考え、議論する道徳フォーラム」(H28.7.27読売新聞東京本社主催、文部科学省委託) 発表事例より



小6 傍観者、いじめる側、いじめられる側のそれぞれの視点に立って考える授業

「道徳教育に係る評価等の在り方に関する専門家会議」柳沼良太岐阜大学准教授発表事例より

《問題場面》 教材:私たちの道徳(小学校5・6年)より「そうじの時間」

Aさん(傍観者) Bさん(いじめる側) Cさん(いじめられる側)
ごみ箱を運ぶ当番 「C、おまえが行けよ」 ごみ箱を押し付けられる

「あなたがAさんならどうしますか」「あなたがCさんならどうしますか」を問い、どのように行動したらよいかを考える

小5 問題場面において「何が問題だったのか」「自分ならばどうするか」を問う授業

「考え、議論する道徳フォーラム」(H28.7.27読売新聞東京本社主催、文部科学省委託) 発表事例より

《問題場面》 教材:私たちの道徳(小学校5・6年)より「知らない間の出来事」

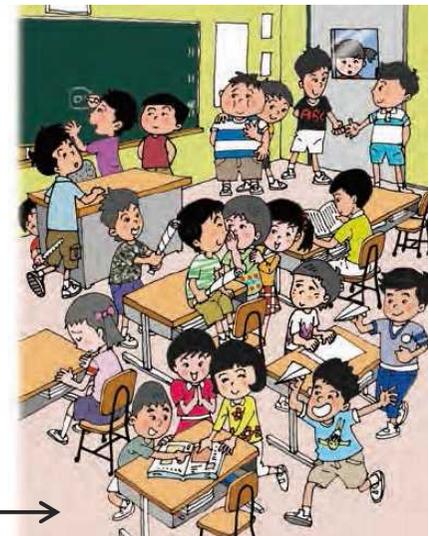
主人公が友達に「転校してきた女の子が携帯電話を持っていない」と伝えたら、「前の学校で仲間外れにされていた」と歪曲して伝言されてしまう。

「何が問題だったか」「どうすれば問題を回避できたか」様々な可能性を考え、相手も自分も幸福になれる関係を大切にします。

小4 教室の風景を描いた絵を見て、どこに問題があるのか考えさせる授業

「わたしたちの道徳」(小学校3・4年)増補版より

子供たちが遊んでいる休み時間の教室を描いた絵(右図)を見て、どこが問題なのか(いじめやいじめにつながるものは何か)考えさせる



小2 役割演技を通して、仲間はずれにする側の気持ち、される側の気持ちを考える授業

「初等教育資料」(平成28年5月号)掲載事例より

《問題場面》 教材:わたしたちの道徳(小学校1・2年)より「およげないりすさん」

かめ・あひる・白鳥は、池の中の島へ泳いで遊びに行こうとする。泳げないりすから「いっしょにつれて行ってね」と頼まれるが断って行ってしまふ。

「仲間はずれしようとする役(あひる)」と「一緒に連れていこうとする役(白鳥)」といった立場を演じることで「平等な優しさで接することができたときの気持ち」などを実感を持って理解する。

高1 特活 インターネットの書き込み例をもとに議論した後、新聞記事で事例を読んで考える授業

「いじめの問題に対する取組事例集」(平成26年11月)掲載事例より

《問題場面》 友達にこう書き込まれたら何と思うか。

教材:いじめを苦にした自殺に関する新聞記事

『本当にもう一緒に行動するのがイヤ。まじでうざい。…思っても直接は言えない。まじ苦痛…』

→ 体が弱く学校を休みがちだった中3女子。運動会を前に登校に意欲を見せるも、誹謗する匿名の書き込みに傷つき、自ら命を絶つ

これまでのネット利用を振り返る。匿名の書き込みによるいじめの理不尽さに気付く。

「考え、議論する道徳」への転換を全国の学校、学級において実現させる

○優れた取組例の共有のためのアーカイブセンター(仮称)の構築(H28年度中に公開予定)

→いじめの具体的な場面を考え、議論させる様々な取組を共有し、研修等に活用

○学校教育全体で行う道徳教育としての取組の促進

→例)道徳科と特別活動(学級活動、児童会・生徒会活動、学校行事)等とで補助教材を共通に活用する

道徳の質的転換によるいじめの防止に向けて③

Q 道徳教育で大事なことは、いじめだけではないのでは？

A いじめの防止は、道徳教育の目標そのものにつながります。

道徳教育の目標は「自己の生き方を考え、主体的な判断のもとに行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養う」ことにあります。いじめを未然に防いだり、仮に発生したときに自分たちで解決できる力をつけることは、道徳教育の目標そのものにつながっています。

内容項目で見ても、「善悪の判断」「希望と勇気」「友情、信頼」「相互理解、寛容」「公正、公平、社会正義」「国際理解」「生命の尊さ」など様々なことがいじめの防止につながっています。道徳教育で学ぶべきことの大半がいじめ防止につながると言っても過言ではありません。

Q 週1時間だけの道徳の授業では、いじめは防げないのでは？

A 道徳の授業を「要」として、学校の教育活動全体を通していじめ防止に取り組むことが必要です。

確かにそのとおりです。いじめの防止への取組には、学校教育全体で行う道徳教育の充実が必要ですが、週1時間の「特別の教科 道徳」は、しっかりとその取組の「要」にならなければなりません。いじめについて、直接、考え、議論できる場としての道徳の授業の充実を図ることが重要です。

Q 本学級ではいじめは起きていない。いじめの事例を取り扱おうと、かえっていじめを誘発するのでは？

A いじめが起きていない学級でこそ、未然に防ぐ力をつけるため、具体的な場面をもとに考えることが大切です。

道徳の授業でいじめについて考えるということは、いじめを未然に防いだり、仮に発生したときに子供たちが自分たちで解決できる力をつけるための指導を行うということです。いじめが実際に起きていない学級でこそ、いじめについて具体的事例をもとに深く考え、議論する授業が求められるのです。

具体例を扱う場合には、児童生徒の発達の段階を踏まえた資料を工夫したり、実際にいじめにつながりそうな児童生徒がいる場合にはその心情に配慮することが大切です。

Q いじめをなくすには「考え、議論する」より先に、「だめなものはだめ」と言うべきでは？

A 発達の段階に応じた対応が必要です。

確かに、特に低学年においては、「してはならないことがある」ということをまず理解することが大事です。

一方で、そうした理解を前提に、高学年になると「分かっているができない場面」「複数の道徳的価値の対立する場面」において、より自分のこととして考える力が求められるようになります。

Q 考え議論した結論として「いじめられる側にも問題がある」という考え方もあってよい？

A いじめは重大な人権侵害であり、「いじめられる側にも問題がある」という考えを乗り越える必要があります。

いじめ防止対策推進法に示されているように、いじめは「受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し」「その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与える」のみならず「その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある」ものであることを前提とすることが必要です。

授業では、「いじめはなぜいけないのか」を自分の事として考え、議論することを通して、いじめが「けんか」や「意見の対立」とは違うものであることを子供たちにしっかり認識させ、「いじめられる側にも問題がある」という考え方を乗り越えられるようにすることが大切です。

《道徳科の指導方法》

- 単なる話し合いや読み物の登場人物の心情の読み取りに偏ることなく道徳科の質的転換を図るためには、学校や児童生徒の実態に応じて、問題解決的な学習など質の高い多様な指導方法を展開することが必要。

《道徳科における評価の在り方》

【道徳科における評価の基本的な考え方】

- 児童生徒の側から見れば、自らの成長を実感し、意欲の向上につなげていくものであり、教師の側からみれば、教師が目標や計画、指導方法の改善・充実に取り組むための資料。
- 道徳科の特質を踏まえれば、評価に当たって、
 - ・ 数値による評価ではなく、記述式とすること、
 - ・ 個々の内容項目ごとではなく、大きくりなまとまりを踏まえた評価とすること、
 - ・ 他の児童生徒との比較による評価ではなく、児童生徒がいかに成長したかを積極的に受け止めて認め、励ます個人内評価(※)として行うこと、
 - ・ 学習活動において児童生徒がより多面的・多角的な見方へと発展しているか、道徳的価値の理解を自分自身との関わりの中で深めているかといった点を重視すること、
 - ・ 道徳科の学習活動における児童生徒の具体的な取組状況を一定のまとまりの中で見取ることが求められる。

※個人内評価・・・児童生徒のよい点を褒めたり、さらなる改善が望まれる点を指摘したりするなど、児童生徒の発達の段階に応じ励ましていく評価

【道徳科の評価の方向性】

- 指導要録においては当面、一人一人の児童生徒の学習状況や道徳性に係る成長の様子について、発言や会話、作文・感想文やノートなどを通じて、
 - ・ 他者の考え方や議論に触れ、自律的に思考する中で、一面的な見方から多面的・多角的な見方へと発展しているか
(自分と違う意見を理解しようとしている、複数の道徳的価値の対立する場面を多面的・多角的に考えようとしている等)
 - ・ 多面的・多角的な思考の中で、道徳的価値の理解を自分自身との関わりの中で深めているか
(読み物教材の登場人物を自分に置き換えて具体的に理解しようとしている、道徳的価値を実現することの難しさを自分事として捉え考えようとしている等)といった点に注目して見取り、特に顕著と認められる具体的な状況を記述する、といった改善を図ることが妥当。
- 評価に当たっては、児童生徒が一年間書きためた感想文をファイルしたり、1回1回の授業の中で全ての児童生徒について評価を意識して変容を見取るのは難しいため、年間35時間の授業という長い期間で見取ったりするなどの工夫が必要。
- 道徳科における学習状況や道徳性に係る成長の様子の把握は、「各教科の評定」や「出欠の記録」等とは基本的な性格が異なるものであることから、調査書に記載せず、入学者選抜の合否判定に活用することのないようにする必要。

《発達障害等のある児童生徒への必要な配慮》

- 児童生徒が抱える学習上の困難さの状況等を踏まえた指導及び評価上の配慮が必要。

《条件整備》

- 国や教育委員会等において、多様な指導方法の確立や評価の工夫・改善のために必要な条件を例示。

小学校段階におけるプログラミング教育の在り方について（議論の取りまとめ）

プログラミング教育の必要性の背景

- ・近年、飛躍的に進化した人工知能は、所与の目的の中で処理を行う一方、人間は、みずみずしい感性を働かせながら、どのように社会や人生をよりよいものにしていくのかなどの目的を考え出すことができ、その目的に応じた創造的な問題解決を行うことができるなどの強みを持っている。こうした人間の強みを伸ばしていくことは、学校教育が長年目指してきたことでもあり、社会や産業の構造が変化し成熟社会に向かう中で、社会が求める人材像とも合致するものとなっている。
- ・自動販売機やロボット掃除機など、身近な生活の中でもコンピュータとプログラミングの働き之恩恵を受けており、これらの便利な機械が「魔法の箱」ではなく、プログラミングを通じて人間の意図した処理を行わせることができるものであることを理解できるようにすることは、時代の要請として受け止めていく必要がある。
- ・小学校段階におけるプログラミング教育については、コーディング（プログラミング言語を用いた記述方法）を覚えることがプログラミング教育の目的であるとの誤解が広がりつつあるのではないかと指摘もある。

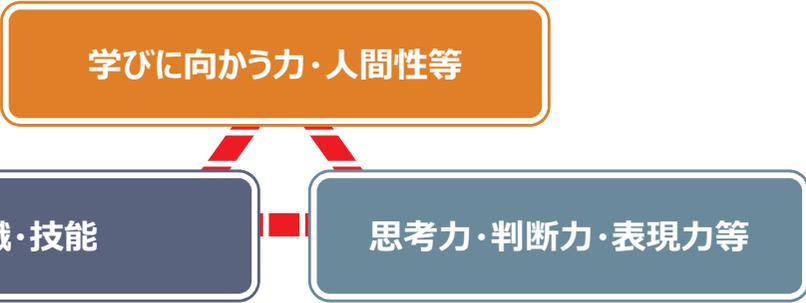
プログラミング教育とは

子供たちに、コンピュータに意図した処理を行うように指示することができるということを体験させながら、将来どのような職業に就くとしても、時代を超えて普遍的に求められる力としての「**プログラミング的思考**」などを育成するもの

プログラミング的思考とは

自分が意図する一連の活動を実現するために、どのような動きの組合せが必要であり、一つ一つの動きに対応した記号を、どのように組み合わせたらいいのか、記号の組合せをどのように改善していけば、より意図した活動に近づくのか、といったことを**論理的に考えていく力**

プログラミング教育を通じて目指す育成すべき資質・能力



- 【知識・技能】
 (小) 身近な生活でコンピュータが活用されていることや、問題の解決には必要な手順があることに気付くこと。
- 【思考力・判断力・表現力等】
 発達の段階に即して、「プログラミング的思考」を育成すること。
- 【学びに向かう力・人間性等】
 発達の段階に即して、コンピュータの働きを、よりよい人生や社会づくりに生かそうとする態度を涵養すること。

こうした資質・能力を育成する**プログラミング教育を行う単元**について、**各学校が適切に位置付け、実施**していくことが求められる。また、**プログラミング教育を実施する前提**として、**言語能力の育成や各教科等における思考力の育成**など、全ての教育の基盤として長年重視されてきている資質・能力の育成もしっかりと図っていくことが重要である。

【小学校段階におけるプログラミング教育の実施例】

総合的な学習の時間	自分の暮らしとプログラミングとの関係を考え、そのよさに気付く学び	音楽	創作用のICTツールを活用しながら、音の長さや高さの組合せなどを試行錯誤し、音楽をつくる学び
理科	電気製品にはプログラムが活用され条件に応じて動作していることに気付く学び	図画工作	表現しているものを、プログラミングを通じて動かすことにより、新たな発想や構想を生み出す学び
算数	図の作成において、プログラミング的思考と数学的な思考の関係やよさに気付く学び	特別活動	クラブ活動において実施

【実施のために必要な条件整備等】

- (1) ICT環境の整備
- (2) 教材の開発や指導事例集の整備、教員研修等の在り方
- (3) 指導体制の充実や社会との連携・協働

より効果的な授業を行うために

学校の ICT環境を 整備しましょう!

教育のIT化に向けた環境整備4か年計画



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

教育の情報化のねらいと効果

現行の学習指導要領では、教育の情報化に関わる内容の一層の充実が図られています。

(参考) 中学校学習指導要領総則より

各教科等の指導に当たっては、生徒が情報モラルを身に付け、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を適切かつ主体的、積極的に活用できるようにするための学習活動を充実するとともに、これらの情報手段に加え視聴覚教材や教育機器などの教材・教具の適切な活用を図ること。

ICTを効果的に活用した分かりやすく深まる授業の実現

- ICTが有する拡大、動画配信、音声朗読等の機能を教員が活用することにより、学習内容を分かりやすく説明できます。
- 子供たちの学習への興味関心を高めることに有効です。
- 子供たち一人一人の能力や特性に応じた学び(個別学習)を行う場合に有効です。
- 教員と子供たちが相互に情報伝達を図ったり、子供たち同士が教え合い学び合うなどの協働学習を行う場合も有効です。

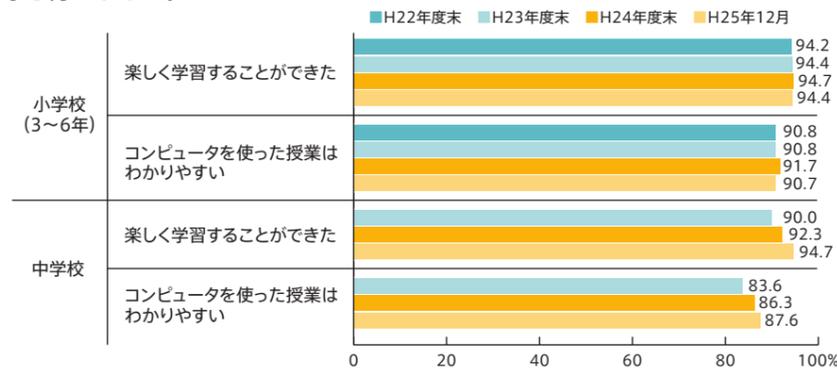


ICTを活用した教育の効果

学びのイノベーション事業では、ICTを活用した教育による効果や影響等について、児童生徒や教員の意識の状況・変化を把握するアンケートや学力テスト等を行いました。

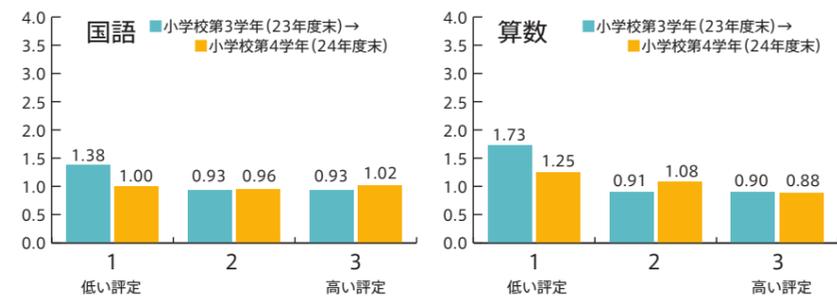
● 児童生徒の意識

約8割の児童生徒が全期間を通じて、授業について肯定的に評価しています。



● 学力の傾向

標準学力検査(CRT)の結果を、平成23年度と24年度の経年で全国の状況と比較すると、低い評定の出現率の全国比が減少している傾向が見られます。
※全国の評定出現率を1.00としている。



参照

学びのイノベーション事業

平成23年度より、1人1台の情報端末、電子黒板、無線LAN等が整備された環境の下で、ICTを活用して子供たちが主体的に学習する「新しい学び」を創造するための実証研究を実施し、報告書をまとめました。

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shougai/030/toushin/1346504.htm



教育のIT化に向けた環境整備4か年計画

単年度 1,678 億円(平成26~29年度 4年間総額 6,712 億円)

21世紀にふさわしい学校教育を実現できる環境の整備を図るため、第2期教育振興基本計画(平成25年6月14日閣議決定)で目標とされている水準の達成に必要な所要額を計上した「教育のIT化に向けた環境整備4か年計画(平成26~29年度)」に基づき、平成29年度まで単年度1,678億円(4年間総額6,712億円)の地方財政措置が講じられることとされています。

第2期教育振興基本計画で目標とされている水準

- 教育用コンピュータ1台当たりの児童生徒数 **3.6人**
 - ① コンピュータ教室 **40** 台
 - ② 各普通教室 **1** 台、特別教室 **6** 台
 - ③ 設置場所を限定しない可動式コンピュータ **40** 台
- 電子黒板・実物投影機の整備 (**1** 学級当たり **1** 台)
- 超高速インターネット接続率及び無線LAN整備率 **100%**
- 校務用コンピュータ **教員1人1台**



教育のIT化に向けた環境整備4か年計画の所要額イメージ

教育のIT化に向けた環境整備

- 教育用コンピュータ(不足台数約146万台の新規導入及び既存分約191万台に係るリース費用)
- 電子黒板(不足台数約40万台の整備及び既存分約1万台の更新に係る費用)
- 実物投影機(不足台数約33万台の整備及び既存分約1万台の更新に係る費用)
- 無線LAN整備(未整備約38万教室に係る費用)
- インターネット接続費用
- 教員の校務用コンピュータ(約95万台のリース費用) 等



学習用ソフトウェア

- 教育用コンピュータに搭載する学習用ソフトウェアの整備等(教育用コンピュータ新規導入・更新に伴うもの)

ICT支援員

- ICT支援員の配置等(情報処理技術者委嘱を含む)

※ Windows XP搭載パソコンの更新などのセキュリティ対策を含め、地方財政措置を活用した整備の促進が望まれます。

第2期教育振興基本計画で目標とされている環境イメージ

コンピュータ教室 40台

コンピュータ教室では、資料や作品を長時間にわたり作成することができるため、大きな画面のコンピュータを整備することが重要です。



ICT 支援員

校内でのICT活用をサポートします。授業でのICT利用のハードルを下げ、授業内容を一層充実させる効果も期待されます。



超高速インターネット接続率 及び無線 LAN 整備率

100%

設置場所を限定しない可動式コンピュータ 40台

授業中にグループ学習などで班に1台で使用したり、児童生徒1人1台で使用したり、利用目的に応じて、いろいろな利用形態が考えられます。コンピュータだけでなく、充電保管庫や、デジタル教材・授業支援ソフト・端末管理ソフト等のソフトウェアの整備も同時に行う必要があります。



個人での情報収集



グループで学習



屋外での活用

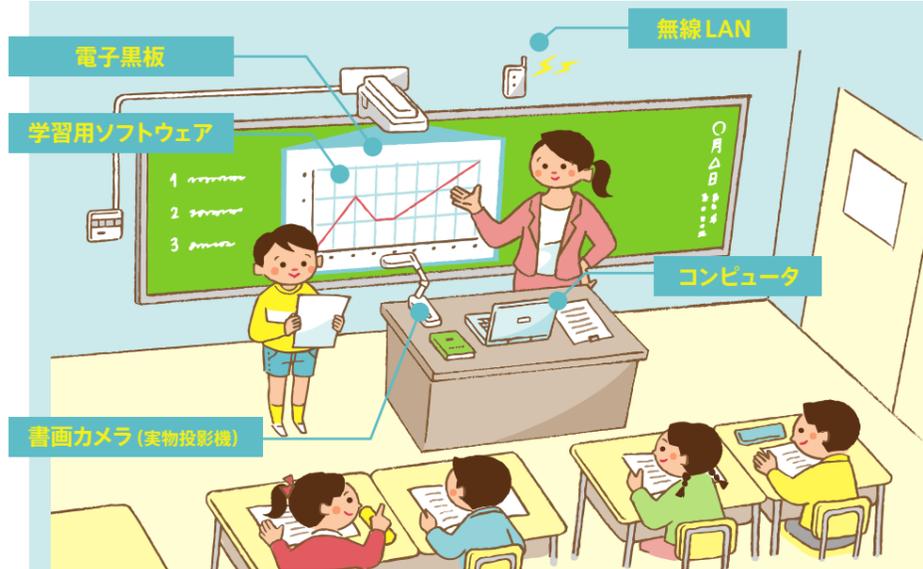


体育での活用



各普通教室

コンピュータ1台/電子黒板1台/実物投影機1台



特別教室用として

コンピュータ6台

先生方にとって負担なく日常的に利用できるように、常設で整備することが重要です。また、授業で安心・安全に利用するために授業支援ソフトやセキュリティソフトの整備も忘れてはならないポイントです。

児童生徒による発表



特別教室での授業



校務用コンピュータ 教員1人1台

様々な書類・文書の作成時間が短縮され、文書の共有や継承もスムーズに行えるようになり、校務処理の効率化が期待できます。教育委員会と学校間の連絡や報告も効率化され、学校だけでなく教育委員会の負担も軽減されることが期待されます。



MERIT

校務事務の軽減

通知表や指導要録を作成する際、他の校務文書の情報を二次利用(例:自動的に氏名・住所・出席情報等を転記)でき、作成事務を軽減できる。

教職員間の情報共有の促進

指導計画や指導案等について、学校内又は同一地域の学校間で共有したり、会議や研修に関する情報を関係者で共有したりすることができる。

家庭や地域への情報発信

学校ウェブサイトにより保護者や地域住民に情報発信を行うことにより、保護者や地域住民の学校への理解を深めることができる。

文部科学省「教育の情報化ビジョン」より抜粋

確かな学力を効果的に育成する

学校種毎のICT活用について

確かな学力をより効果的に育成するため、言語活動の充実や、グループ学習、ICTの積極的な活用をはじめとする指導方法・指導体制の工夫改善を通じた協働型・双方向型の授業革新を推進する。(第2期教育振興基本計画(抜粋))

学校種	身に付けさせたい情報活用能力など目標の例(※)	学習指導要領における記述
小学校	【基本的な操作】 ● 文字入力、電子メールの送受信、電子ファイル保存・整理やインターネットの閲覧等を身につける。 【情報手段の適切な活用】 ● 様々な方法で文字や画像などの情報を収集し、調査、比較することを身につける。(文章の編集、図表の作成、調べたもののまとめ・発表等)	児童がコンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段に慣れ親しみ、コンピュータで文字を入力するなどの基本的な操作及び情報モラルを身に付け、情報手段を適切に活用できるようにするための学習活動を充実
中学校	【情報手段の適切かつ主体的、積極的な活用】 ● 小学校で身につけた基礎的な操作に関する知識を深めるとともに、課題を解決するために自ら効果的な情報手段を選んで必要な情報を収集する。 ● 様々な情報源から収集した情報を比較し必要とする情報や信頼できる情報を選び取る。 ● ICTを用いた情報の処理の工夫や、伝わりやすい表現等の情報を発信する技術を身につける。等	生徒が情報モラルを身に付け、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を適切かつ主体的、積極的に活用できるようにするための学習活動を充実
高等学校	【情報手段の適切かつ実践的、主体的な活用】 ● 小中学校段階の基礎の上に、自ら、直面する課題等を設定して、課題の解決に必要な情報を判断し、適切な情報手段を選択して情報を収集する。 ● 収集した情報の客観性・信頼性の考察や考察の結果を踏まえて、様々な情報を結び付けて多面的な分析・整理を行い、新たな情報を発信する。 ● 相手や目的に応じて情報の特性をとらえた効果的な表現方法を身につける。	生徒が情報モラルを身に付け、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を適切かつ実践的、主体的に活用できるようにするための学習活動を充実
特別支援学校	【ICT活用による支援方策】 ● 特別な支援を必要とする児童生徒に対し、発達障害や視覚障害など障害の状態や特性等に応じてICTを活用することにより、各教科や自立活動等の指導においてその効果を高める。	【小中学部】 児童生徒がコンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段に慣れ親しみ、その基本的な操作等を身に付ける。 【高等部】 生徒が情報モラルを身に付けるとともに、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を適切かつ実践的、主体的に活用できるようにする。

参照

教育ICT活用実践事例

教員がすぐにも実践できる標準的な事例を中心に、校種、学年、教科等のバランスに配慮して集約し事例集としてまとめています。

教育の情報化ホームページ 検索 <http://jouhouka.mext.go.jp/>

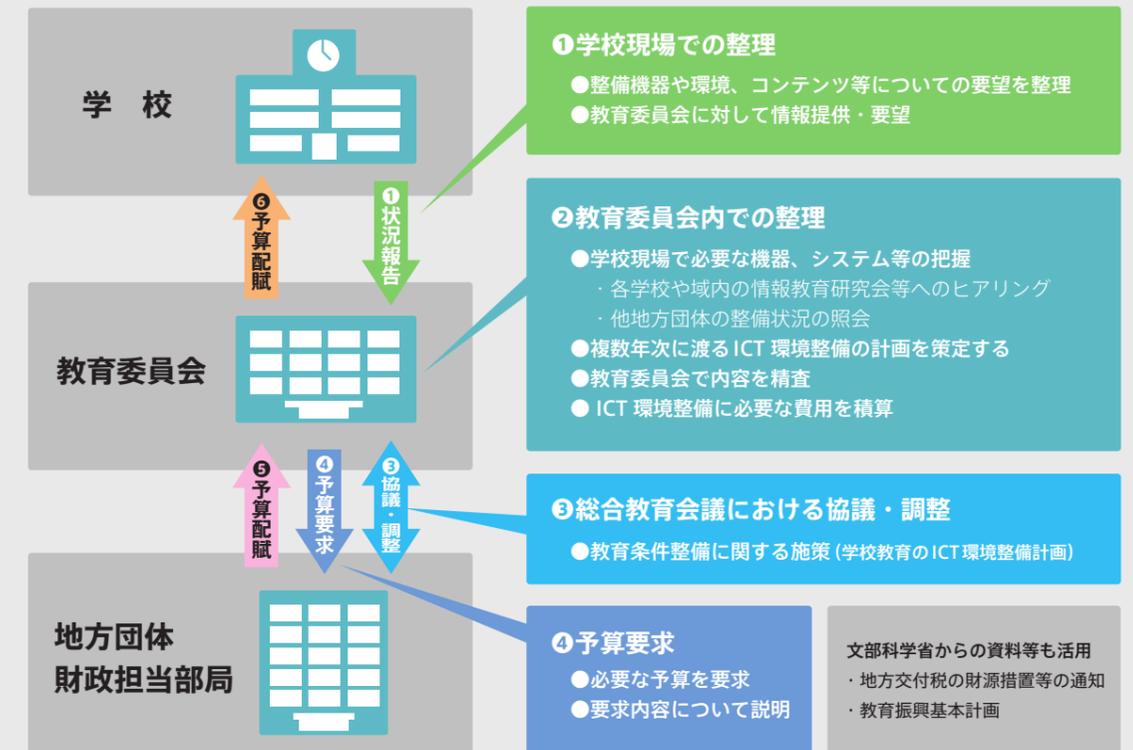


※文部科学省「教育の情報化に関する手引」より抜粋。特別支援学校については、同省「教育の情報化ビジョン」より抜粋。

ICT環境整備経費は地方交付税措置されており、各地方団体で予算措置することが必要

地方交付税制度は、地方団体間の財源の不均衡を調整し、すべての地方団体が一定水準の行政を営めるように財源保障をする制度であり、地方交付税は国がその用途を制限したり、条件を付けたりすることはできません。各教育委員会において、学校のICT環境の整備方針や計画等についてよく検討した上で、それぞれの地方団体で議論を行うことが重要です。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、各地方団体に設置されることとなる総合教育会議において、首長と教育委員会が協議・調整を行い、「教育行政の大綱」にICT環境整備計画を位置づけることも有効であると考えられます。

学校におけるICT環境整備の進め方



「教育のIT化に向けた環境整備4か年計画」による1校当たりの財政措置額

都道府県
 高等学校費 **424万円** 600人程度
 特別支援学校費 **574万円** 35学級

市町村
 小学校費 **564万円** 18学級
 中学校費 **563万円** 15学級

注1: 上記は平成26年度の単位費用積算基礎から試算した標準的な所要額(単年度)。実際の基準財政需要額算定にあたっては、測定単位の数値を割増するための補正がある。
 注2: 別途、「情報処理技術者委嘱事業」については、「県・その他教育費」において、地方財政措置が講じられている。

学校における情報機器の安定的かつ計画的な整備をお願いします。

ICTの活用により21世紀にふさわしい学びの実現を

文部科学省生涯学習政策局長 河村 潤子

文部科学省では、第2期教育振興基本計画(平成25年6月閣議決定)で目標とされている水準(教育用PC児童生徒3.6人1台、電子黒板各普通教室1台等)を達成するために総務省の協力のもと、平成26年度から29年度までの「教育のIT化に向けた環境整備4か年計画」を新たに策定し、その整備財源については、所要の地方財政措置が講じられることとされています。教育分野でICTを積極的に活用していくことにより、子供たちの主体的な学びを推進し、一人一人の個性や能力を発揮できる、21世紀にふさわしい学びを実現できると考えますので、各地方公共団体、教育委員会におかれましては、今回の計画策定を契機に、本制度を十分に活用し、ICT機器の整備をより一層推進していただきますようお願いいたします。

地域での議論に基づく情報機器等の整備を期待

総務省自治財政局長 佐藤 文俊

学校(小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校)における情報機器等の安定的かつ計画的な整備を促進するため、総務省では、閣議決定された第2期教育振興基本計画で目標とされている水準の達成に必要な所要額(平成26年度から29年度まで4年間総額6,712億円を予定)について、地方団体の標準的な経費として、地方交付税等によりその財源を確保しています。

法律上、地方交付税の使途を国が指定することはできませんので、それぞれの地域で教育の情報化に向けた情報機器の整備等について十分に議論いただき、地域の実情に応じた整備が推進され、時代にふさわしい学校教育が行われますことを期待しております。

思考力・判断力・表現力の育成を

全日本中学校長協会 会長 松岡 敬明

学習指導要領では、知識・技能の習得に加えて、思考力・判断力・表現力等の育成も重要だとされています。これらの能力を育成するために、またその育成に大きく関わる言語活動の充実のためにも、ICTは有効な道具として利用できると思います。一方で、教室でICTを活用する際には、教員が自信を持って、安心して授業が進められるようにする必要があります。そのためには、ICT支援員の配備も是非実現していただきたいと思えます。

「教育のIT化に向けた環境整備4か年計画」の活用を!

全国市町村教育委員会連合会 会長 小比類巻 勲

教育においてICTの活用が有効であることについては理解が進んでいるものの、学校におけるICT環境の整備は、まだまだ十分な状況とはいえません。また、市町村間の格差も広がっているのが現状です。平成26年度より「教育のIT化に向けた環境整備4か年計画」に基づく地方財政措置が講じられるとされたことは、大変ありがたいことであり、これを活用して、各市町村の学校のICT環境整備が本格的に進められることを期待しています。

情報教育や教科指導におけるICT活用の充実を

文部科学省初等中等教育局長 小松 親次郎

新学習指導要領では、児童生徒がコンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を適切に活用できるようにすることが重要とされており、情報教育及び教科指導におけるICT活用の充実が求められています。また、「教育のIT化に向けた環境整備4か年計画」に基づき、平成26年度から29年度まで、単年度1,678億円、4年間総額6,712億円の地方財政措置が講じられることとされています。各自治体、教育委員会におかれましては、本制度を活用し、新学習指導要領の確実な実施と、未来に向けた授業革新のための、学校における情報機器の安定的・計画的な整備を進めていただきますようお願いいたします。

ICTを活用して、わかる楽しい授業を!

全国連合小学校長協会 会長 堀竹 充

教室において、黒板に加えて電子黒板や書画カメラなどのICT機器を活用することにより、児童にとってよりわかりやすく、学習意識の高まる授業ができるようになったと感じています。しかし、たとえば電子黒板は、全国平均では学校に2.4台程度しか整備されていないなど(平成26年3月)、ICTが日常いつでも使える状況になっているとはいえません。すべての教室でICT環境がいつでも利用できるようなことを期待しています。

さらなる探究型学習の充実に向けたICTの活用を

全国高等学校長協会 会長 高橋 基之

現在、情報技術は急速に進展し、タブレットの進歩など、情報機器は格段に使いやすくなってきています。そして、ICTの活用は、思考力、判断力、表現力の育成にとって欠くことのできない探究型学習において、空間的なイメージの把握、調査活動の記録や発表、生徒間の情報共有や共同的な学習などに向けてとても重要なものになっています。すでに活用を進めている教員から、その具体的な活用方法を積極的に校内研修等で共有し、教員一人一人が活用に向けて踏み出すことが大切です。格段に使いやすくなった機器を認識し、時代に求められた、生徒の主体的な学習の実践、学習意欲の向上等、探究型学習のより豊かな教育活動の実践を期待しています。

教育のIT化はアナログとデジタルの融合

日本教育情報化振興会 会長 赤堀 侃司

教育のIT化と言っても、黒板、教科書、ノートなどのアナログメディアを電子黒板、デジタル教材、タブレットPCなどのデジタルメディアに置き換えようというものではありません。アナログメディアを基本として、デジタルメディアを併用するという感覚でよいでしょう。また、デジタルメディアは、ハードウェアやネットワークだけでなく、ソフトウェアやコンテンツも整備する必要があります。さらに、ICT支援員の配備も是非進めていただきたいと思えます。



教育の情報化ホームページ

検索

<http://jouhouka.mext.go.jp/>



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

文部科学省 生涯学習政策局 情報教育課
Tel.03-6734-2658